

高第102号
令和5年4月19日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
療養期間の考え方等について
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	垣 本	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内 3468		
F A X	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		